

「事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム 開発及び保守業務 民間競争入札実施要項（案）」に対する意見募集への回答及び対応

意見招請期間：令和2年9月18日～10月9日

通番	分類※1	意見							回答・対応			
		資料名	ページ	項番	項目名1	項目名2	仕様書案	意見	変更理由	採用可否	理由	仕様書変更内容
1	質問	別添1 プログラム仕様書	30	3.2.1 (3) 表-5	メンテナンス	変換テーブル等メンテナンス（業務A）	(1) 抽出サーバから取得したホスト情報（1）、専用端末Aから入力した警察BL（1）について、変換テーブルを用いて、氏名変換及びコード変換等の必要なデータ変換ができること。	抽出サーバにおいて、警察庁ホストシステムからのデータの文字コード変換がありますが、警察庁ホストシステムで扱う文字コードは、ホストメーカー独自のものという認識です。このため抽出サーバの設計書を参照することは可能でしょうか。	-	-	抽出サーバの設計書等を含め、現行システムの既存成果物は全て、入札官報公告期間中に閲覧することが可能です。	-
2	質問	別添1 プログラム仕様書	10	3.2.1 (1) 表-3	入出力制御	印刷制御	(4) 個人情報出力資料を印刷する場合は、次に示すデータを背景に透かしとして印刷すること。ただし、本文の読み取りに支障を来さないものとする。 ア印刷年月日時分秒 イ所属名 なお、詳細については警察庁が別途指定する。	透かしについて、共通基盤システムの機能も利用することは可能でしょうか。	-	-	共通基盤システムで提供する機能を利用してください。	-
3	質問	別添1 プログラム仕様書	13	3.2.1 (1) 表-3	運用連絡通報	通報通知	(1) 管理端末A又は管理端末Bから、各サーバの運用連絡通報の内容を入力、訂正及び削除ができること。 (2) 通報日時及び通報先を指定し、各サーバから専用端末A等又は専用端末B等に通知できること。	各サーバとありますが、本仕様書で定義されている抽出サーバと業務サーバが対象との認識でよろしいでしょうか。	-	-	ご認識のとおりです。	-
4	質問	別添1 プログラム仕様書	19	3.2.1 (2) 表-4	認証	ログイン認証	(2) OSへのログインを行ったユーザID及びパスワードに基づいてSSO（シングルサインオン）でログインができること。	SSO（シングルサインオン）は共通基盤としての仕組みを利用することでよろしいでしょうか。	-	-	ご認識のとおりです。共通基盤システムの仕組みを利用しても構いません。	-
5	質問	別添1 プログラム仕様書	19	3.2.1 (2) 表-4	認証	ログアウト機能	(1) セッションを終了しログアウトすること。 (2) ブラウザを閉じた場合はシステムから自動的にログアウトすること。 (3) ログアウト時、ブラウザのキャッシュをクリアすること。	ログアウトの対象ですが、抽出サーバプログラムとして起動しているWebシステムからのログアウトとの認識でよろしいでしょうか。	-	-	ご認識のとおりです。	-
6	意見	別添1 プログラム仕様書	29	3.2.1 (3) 表-5	メンテナンス	件数制限設定	(1) 各照会の結果ごとに回答するデータの件数及び一括登録可能な件数等の制限ができること。 (2) 件数制限を超えた場合、専用端末A等にメッセージ表示ができること。 (3) 件数制限が変更できること。	全業務には実装されないと認識していますがよろしいでしょうか。その場合、記載削除もしくは対象となる機能を指定頂けますようお願いいたします。	-	可	本機能の実装対象について、全業務の一部が明確でなかったため、明確となるよう仕様書を修正いたします。 なお、実装は以下の機能を対象としています。 ・「業務共通プログラム」の各照会の機能において、複数件の照会結果をリストとして表示する際の表示件数の制限 ・「業務共通プログラム」の専用端末Aからの登録において、一括で登録処理を行う件数の制限 ・「サーバプログラム共通」のアクセスログ参照において、複数件の参照結果をリストとして表示する際の表示件数の制限	仕様書の記載を次のように変更します。 (1) <u>業務共通プログラムにおける</u> 、各照会の結果として表示するデータの件数及び専用端末Aからの一括登録可能な件数、並びにサーバプログラム共通のアクセスログ参照で表示するデータの件数の制限ができること。 (2) 件数制限を超えた場合、専用端末A等にメッセージ表示ができること。 (3) 件数制限が変更できること

通番	分類※1	意見							回答・対応			
		資料名	ページ	項番	項目名1	項目名2	仕様書案	意見	変更理由	採用可否	理由	仕様書変更内容
7	意見	別添1 プログラム仕様書	29	3.2.1 (3) 表-5	メンテナンス	処理時間設定	(1) 登録、照会等に要する処理時間の制限ができること。 (2) 制限時間を越えた場合、処理を中断し、専用端末A等にメッセージ表示ができること。 (3) 制限時間が変更できること。	全業務には実装されないと認識していますがよろしいでしょうか。 その場合、記載削除もしくは対象となる機能を指定頂けますようお願いいたします。	—	可	本機能の実装対象について、全業務の一部が明確でなかったため、明確となるよう仕様書を修正いたします。 なお、実装は「業務Aプログラム」及び「業務Cプログラム」の登録の機能において、「処理時間制限」と記載した機能を対象としています。	仕様書の記載を次のように変更します。 (1) <u>業務Aプログラム及び業務Cプログラムにおける登録、照会等</u> に要する処理時間の制限ができること。 (2) 制限時間を越えた場合、処理を中断し、専用端末A等にメッセージ表示ができること。 (3) 制限時間が変更できること。
8	意見	別添1 プログラム仕様書	29	3.2.1 (3) 表-5	メンテナンス	受信要求間隔	(1) 各機能の受信要求間隔を設定できること。 (2) 受信要求間隔を変更できること。	全業務には実装されないと認識していますがよろしいでしょうか。 その場合、記載削除もしくは対象となる機能を指定頂けますようお願いいたします。	—	可	本機能の実装対象について、全業務の一部が明確でなかったため、明確となるよう仕様書を修正いたします。 また、対象となる機能についても明確でなかったため、合わせて修正いたします。 なお、実装は「業務Aプログラム」、「業務Bプログラム」及び「業務Cプログラム」の各機能において、「受信要求間隔」及び「一定間隔」と記載している間隔を対象としています。	仕様書の記載を次のように変更します。 (1) <u>業務Aプログラム、業務Bプログラム及び業務Cプログラムにおける各機能の受信要求間隔及び一定間隔</u> を設定できること。 (2) <u>受信要求(1)の間隔</u> を変更できること。 また、対象となる機能を明確にするため、業務Aプログラム及び業務Cプログラムについて、次のとおりに変更します。 ・「業務Aプログラム」の「照合-受信」 <u>他機関システムAからに対して一定間隔で確認を行い、他機関ヒット情報(A)を自動取得できること。</u> <u>なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できることとし、自動取得の詳細については・・・</u> ・「業務Cプログラム」の「警察BL(2)の転送-転送」 (2) <u>他機関システムCからに対して一定間隔で確認を行い、転送結果を受信すること。</u> <u>なお、一定間隔は1分単位で最大60分まで設定できること。</u>
9	意見	別添3 総合評価基準書	4	加点項目	警察BL(1)登録 ツール 通知 セキュリティ	全て	専用端末A等にインストールするプログラムではなく、サーバプログラムで実現する提案がされている。 専用端末B等にインストールするプログラムではなく、サーバプログラムで実現する提案がされている。	仕様書3.3.3 規模に関する事項についても十分考慮した提案を行う必要があると認識していますがよろしいでしょうか。 また、開発スケジュールや機能実現方法、必要となるサーバスペック等、実現性のある計画を併せて提案する必要があると考えます。	本加点項目を実現させるには開発期間が足りなくなる、また仕様の機能・性能を満たせないといったリスクもあると考えています。また端末プログラムがサーバに移行することから現行以上のサーバスペックが求められるかと考えています。 よって、警察庁様にて実現可否が判断できる具体的な提案を行う必要があると考えます。	可	「提案がされている」とは、具体的な処理イメージ等の実現方法が資料で示され提案されることを意図しておりましたが、明確でなかったため、総合評価基準を修正いたします。	総合評価基準の記載を次のように変更します。 <u>専用端末A等にインストールするプログラム：</u> <u>「規模に関する事項及び性能に関する事項まで考慮された具体的な実現方法に関する資料の提出とともに、専用端末A等にインストールするプログラムではなく、サーバプログラムで実現する提案がされている。」</u> <u>専用端末B等にインストールするプログラム：</u> <u>「規模に関する事項及び性能に関する事項まで考慮された具体的な実現方法に関する資料の提出とともに、専用端末B等にインストールするプログラムではなく、サーバプログラムで実現する提案がされている。」</u>

通番	分類※1	意見							回答・対応			
		資料名	ページ	項番	項目名1	項目名2	仕様書案	意見	変更理由	採用可否	理由	仕様書変更内容
10	意見	別添1 プログラム仕様書	43	3.2.1 (7) 表-9	警察BL(1)登録 ツール	端末登録用ファイルの作成	(6) 複数件の警察BL(1)を、一つの登録用ファイルに一括して変換できること。なお変換方法については警察庁と協議して決定すること。	複数件とはどの程度の件数を想定すべきでしょうか。	-	可	複数件とは1,000件を想定していましたが、明確ではなかったため、仕様書を修正いたします。	(6) <u>複数件の警察BL(1)を、一つの登録用ファイルに一括して変換できること。</u> <u>なお、変換できる警察BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</u>
11	意見	別添1 プログラム仕様書	44	3.2.1 (7) 表-9	警察BL(1)登録 ツール	訂正・削除用ファイルの作成	(9) 複数件の警察BL(1)を一つの訂正削除用ファイルに一括して変換できること。なお、変換方法については警察庁と協議して決定すること。	複数件とはどの程度の件数を想定すべきでしょうか。	-	可	複数件とは1,000件を想定していましたが、明確ではなかったため、仕様書を修正いたします。	(9) <u>複数件の警察BL(1)を、一つの訂正削除用ファイルに一括して変換できること。</u> <u>なお、変換できる警察BL(1)は少なくとも1,000件とし、変換方法については警察庁と協議して決定すること。</u>
12	質問	別添1 プログラム仕様書	-	全般	-	-	-	現行システムのプログラムの権利は警察庁様の所有物ということで認識っておりますでしょうか。その場合、ソースコードや各種ドキュメントなども所持されておりますでしょうか。	-	-	現行システムのプログラムについて、成果物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び所有権は警察庁が所有しており、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から20条に定める権利）は警察庁に対して行使しないものとしております。また、ソースコードやプログラム設計書等の各種ドキュメントは全て警察庁が所有しております。	-
13	質問	別添1 プログラム仕様書	-	全般	-	-	-	警察庁様に権利がある場合、既存プログラムを利用し、共通基盤上で動作させることについて、ご意見お聞かせいただけますでしょうか。	-	-	既存プログラムを利用し、共通基盤上で動作するプログラムを開発することは問題ありません。	-
14	質問	別添1 プログラム仕様書	-	全般	-	-	-	既存プログラムを利用した場合、新たに作成するプログラムや移行に伴う改修以外の既存プログラム部分に問題が見つかった場合は、責任範囲外と考えてよろしいでしょうか。	-	-	既存プログラムを利用する場合であっても、契約事業者が納入成果物全体の責任を負う必要があります。	-
15	修正	別添1 プログラム仕様書	8	3.1.4 場所等	-	-	-	事前旅客情報照合業務等用プログラムを導入する共通基盤システムの設置場所は、警察庁が別途指示する警察庁庁舎2拠点（東京都23区内の拠点及びそこから数百km離れた拠点）とする。また、専用端末の設置場所は、警察庁、警視庁、道府県警察本部及び一部の警察署とする。	-	-	第二サイト（東京都23区内の拠点から数百km離れた拠点）の運用開始時期を4月以降に変更することから、導入先を第一サイト（東京都23区内の拠点）のみとします。	仕様書の記載を次のように変更します。 事前旅客情報照合業務等用プログラムを導入する共通基盤システムの設置場所は、警察庁が別途指示する警察庁庁舎2拠点（東京都23区内の拠点（ <u>第一サイト</u> ）及びそこから数百km離れた拠点（ <u>第二サイト</u> ））とする。また、専用端末の設置場所は、警察庁、警視庁、道府県警察本部及び一部の警察署とする。 <u>ただし、本システムの構築時は、第二サイトの機器も第一サイトに設置するので、第一サイトで作業を行うこと。</u> <u>なお、第二サイトの機器は、別契約により令和5年4月以降に第二サイトへ移設予定である。</u>
16	修正	別添1 プログラム仕様書	別紙4	想定する ハードウェア環境 ～ 構成の概要～	-	-	-	-	-	-	第二サイトの運用開始時期を4月以降に変更することから、導入先を第一サイトのみとします。	第二サイトの図に、次の記載を追記します。 <u>「第二サイト設置ハードウェアは、第一サイトに設置し、別契約により令和5年4月以降に第二サイトに移設を行う。」</u>

通番	分類※1	意見							回答・対応			
		資料名	ページ	項番	項目名1	項目名2	仕様書案	意見	変更理由	採用可否	理由	仕様書変更内容
17	修正	実施要項案	—	題目	—	—	事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務	—	—	—	実施要項案の題目を変更します。	実施要項案の題目を次のとおりとします。 「事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務」
18	修正	別添1 プログラム仕様書	57	4.8	ODB登録用シートの提出	—	—	—	—	—	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定に伴い、「ODB登録用シート」が「情報資産管理標準シート」に変更となったことから、該当箇所の記載を変更します。	仕様書の記載を「ODB登録用シート」から「情報資産管理標準シート」に変更します。
19	修正	別添2 プログラム保守仕様書	3	6.1.9	ODB登録用シート	—	—	—	—	—	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定に伴い、「ODB登録用シート」が「情報資産管理標準シート」に変更となったことから、該当箇所の記載を変更します。	仕様書の記載を「ODB登録用シート」が「情報資産管理標準シート」に変更します。
20	修正	別添1 プログラム仕様書	—	全般	—	—	—	—	—	—	LAN間データ交換装置から見て、警察庁ホストシステム等があるネットワークを内部ネットワーク、他機関システム等があるネットワークを外部ネットワークと区分しているところ、内部ネットワークにおける既設の県WAN端末を業務端末として利用するため、各種業務処理を内部ネットワーク側で実施するよう見直したことから、関連する記載を変更します。	各種業務処理を内部ネットワーク側で実施する形に仕様書を変更します。
21	修正	別添1 プログラム仕様書	—	全般	—	—	—	—	—	—	内部ネットワーク側で業務を構築することから、共通プログラムによって提供される各種機能の利用等、共通基盤を利用する上での遵守事項を追記することとします。	仕様書に「共通プログラムによって提供される各種機能の利用」、「警察庁が別途指定するシステムドキュメント作成基準等への準拠」等、共通基盤を利用する上での遵守事項を追記します。
22	修正	別添1 プログラム仕様書	47	3.2.6	外部インターフェースに関する事項	—	(4) 警察庁指掌紋システム間の転送については、RCPとする。	—	—	—	指掌紋システムとの接続は、RCPからFTPにすることとします。	仕様書の記載を「RCP」から「FTP」に変更します。
23	その他	全体	—	—	—	—	—	—	—	—	通番20から通番22により仕様書が変更されますが、仕様書の変更により、通番1から通番16の回答の変更該当箇所は、読み替えてください。 また、通番4は、通番21のとおり、共通プログラムによって提供される各種機能を利用してください。	—